

大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 7 号

大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職の設置) 第 2 条 大阪広域水道企業団に副企業長及び技術長を置く。 <u>2 前項に定めるもののほか、大阪広域水道企業団に理事を置くことができる。</u>	(職の設置) 第 2 条 大阪広域水道企業団に副企業長、 <u>技術長及び理事</u> を置く。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。